

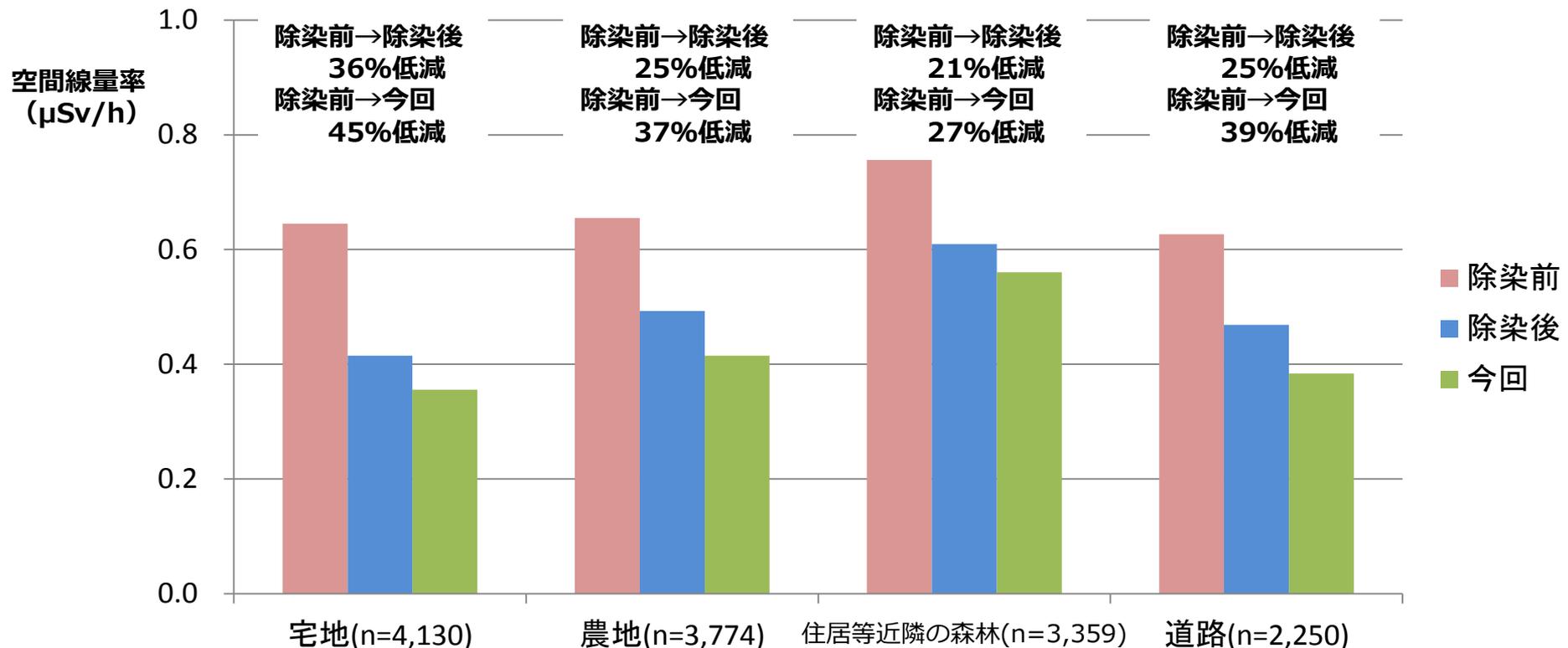
事後モニタリングの結果と 除染のフォローアップについて

平成26年2月23日 環境省 福島環境再生事務所

■ 事後モニタリングの結果

1

- ・ 除染工事により例えば宅地では線量が約36%低減しています。
- ・ 事後モニタリングにおいて、**面的な除染の効果**が維持されていることが確認されました。
- ・ いずれの地目でも、**除染後から線量がさらに低減**しています。



- ・ 除染を繰り返し実施しても効果は限定的ですので、**再度一律に面的な除染を実施することはいたしません。**
- ・ 一方、放射線について不安をお持ちであることも承知しています。
- ・ このため、以下の取組を実施します。

① 「除染に関する相談窓口」の設置

(すでにご相談いただいている住民の皆様には、空間線量や汚染の範囲等について改めて線量の状況を個別に伺わせていただく取組をすでに始めています。)

② 事後モニタリングの継続

③ 現場の状況に応じて、必要な土壌の除去等

- ・ 3月1日から「除染に関する相談窓口」を立ち上げ、すでに相談いただいた方のみならず、皆様からの相談受け付けを行います。

「除染に関する相談窓口」のご案内

受付時間： 7：00～21：00
年中無休